

事業者の皆さまへ

名古屋市では資源化可能な紙類は
ごみ処理施設への搬入が

禁止されています!



雑がみ・シュレッダー古紙もリサイクルをお願いします!

新聞、雑誌、コピー用紙など、資源化可能な紙類は、平成11年(1999年)から焼却工場への搬入が禁止され、ごみとして出せなくなっています。しかし、可燃ごみには、まだまだ資源化可能な紙類が混ざっています。

包装紙・メモ用紙などの雑がみやシュレッダー古紙は、資源化が可能ですが、可燃ごみとして出されているケースが多く見受けられます。

**資源化を推進し、
循環型社会をめざしましょう!**

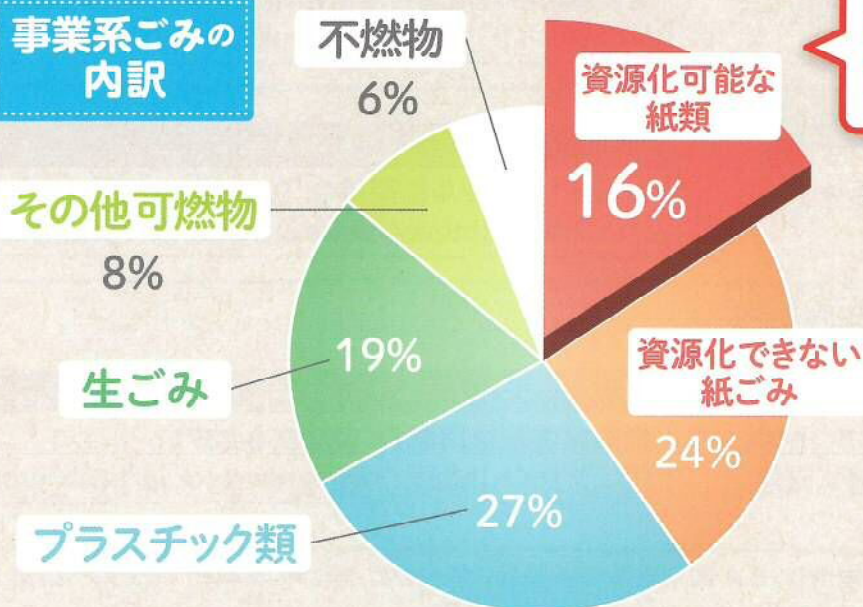
事業系ごみの約2割が
雑がみや
シュレッダー古紙など
資源化可能な紙類です。



正しく分別することによって、
雑がみ・シュレッダー古紙も
段ボールや紙箱に
生まれ変わります!



事業系ごみの
内訳



※令和3年度 事業系ごみ組成分析に基づく推計

古紙分別の基本!!「種類ごとに分ける」

紙は種類によってリサイクルされる用途が異なるため、種類ごとに分けるのが基本です。
分別排出を心がけましょう! ※具体的な分別排出の方法は、実際に回収を依頼する業者に相談してください。



※窓あき封筒のビニール部分は取り除いてください。

シュレッダーは必要?

機密書類は、シュレッダーを使わなくても機密性を保ったまま資源化(製紙会社での直接溶解処理など)が可能です。契約している業者や、古紙業者に問い合わせてみましょう。

分別した古紙の資源化方法

方法① 事業系ごみの収集業者に依頼する

まずは、現在事業系ごみの収集を契約している業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)に、出し方についてご相談ください。

お問い合わせ先

名古屋市一般廃棄物事業協同組合:052-961-5383
【ウェブサイト】<http://www.meiichikyo.or.jp/>

方法② 古紙業者に回収を依頼する

古紙業者に依頼することもできます。

お問い合わせ先

名古屋リサイクル協同組合:052-582-3990
【ウェブサイト】<https://www.aiweb.or.jp/meirikyo/>

方法③ 古紙業者に自ら持ち込む

直接持ち込むこともできます。

※ウェブサイトを受入先一覧が掲載されています。
料金・受入条件等詳細については業者に直接ご相談ください。

お問い合わせ先

愛知県古紙協同組合:052-533-2371
【ウェブサイト】<https://www.aiweb.or.jp/koshikyo/>

※発生量が少なく、まとまった量が出ない場合は、ビル内や近隣の事業者呼びかけ、複数の事業所でまとめて排出するなどの検討をお願いします。

※名古屋市は、分別が不十分なごみ(資源化できる紙が可燃ごみに混ざっている場合など)の搬入に対し、指導を行なっているため、分別が不十分なごみは収集業者がお断りする場合があります。